

固定資産税 縦覧は4月1日から

えつらん じゅうらん

固定資産課税台帳の
縦覧について

■閲覧できる人

①納税義務のある人

納税義務のある固定資産の
全部を閲覧できます。

②借地借家人など

使用または収益の対象とな
る部分の記載事項を閲覧でき
ます。

③固定資産を処分する権利を 有する一定の人

当該権利の目的である固定
資産を閲覧できます。

※同居の家族、納税管理人、
委任状のある人も閲覧でき
ます。

※本人確認のため運転免許証
などの提示をお願いします。

※②③の人は賃貸借契約書な
どの提示をお願いします。



土地・家屋価格等縦覧
帳簿の縦覧について

■縦覧できる人

周辺の資産と比較すること
により、自分の資産の評価が
適正かどうか確認することが
できます。

土地価格等縦覧帳簿 (土地の所在、地目、 地積、価格などを記載)	市内の土地 の納税者
家屋価格等縦覧帳簿 (家屋の所在、構造、床 面積、価格などを記載)	市内の家屋 の納税者

※縦覧できるのは納税者及び
同居の家族、納税管理人、委
任状のある人です。免税点未
満などの理由により固定資産
税が課されていない人は縦覧
できません。

※本人確認のため、納税通知
書・運転免許証などの提示を
お願いします。

ところ	時間	とき	縦覧
市役所本庁舎2階 固定資産税課	午前8時30分～午後5時	4/1(木)～	縦覧
		4/1(木)～5/31(月)	縦覧

地価下落に対応した
評価額の修正について
(固定資産税都市計画税)

■固定資産(土地)の評価額

は、基準年度(平成十五年度)
の評価額を三年間据え置くこ
ととされていますが、昨今の
地価の下落に対応し、特例と
して、基準年度以外でも下落
している場合は、評価額の修
正を行うことができるとされ
ています。

鳥取市では、平成十六年度、
商業地や住宅地を中心とした
大部分の土地について、都道
府県地価調査価格などの指標
を参考に評価額の下落修正を
行いました。

修正後の評価額は、「固定
資産課税台帳」や「土地価格
等縦覧帳簿」のほか、納税通
知書(五月中旬送付予定)と
一緒にお送りする「課税明細
書」に記載されていますので
ご確認ください。

問い合わせ先 固定資産税課
(☎20-3131)

鳥インフルエンザについて!

鶏肉、卵の安全性 これまで、感染したニワトリの肉や卵を食べて、人に感染したという報告はありません。
人への感染 人の体に大量のウイルスが入った場合に、ごくまれに感染する場合がありますが、人から人にうつったことは確認されていません。日常生活で感染することは、ほとんどありません。
飼っている鳥が死んだ場合 感染した鳥は、次々に死んでいくことが知られています。原因が分からないまま連続して死んでしまわない限り心配する必要はありません。万一、原因が分からず次々に死んでいく場合には、

素手で触ったりせず、なるべく早く下記の連絡先まで相談ください。
死んだ野鳥を見つけた場合 野鳥は、さまざまな細菌や寄生虫を持っていたりします。死んだ野鳥は、素手で触らないでください。このような場合、すぐに相談していただく必要はありませんが、不安な場合には、下記まで連絡してください。

- 連絡先 農林水産課 (☎20-3234)
- 県鳥取家畜保健衛生所 (☎53-2240)
- 県東部福祉保健局 (☎22-5694)

